

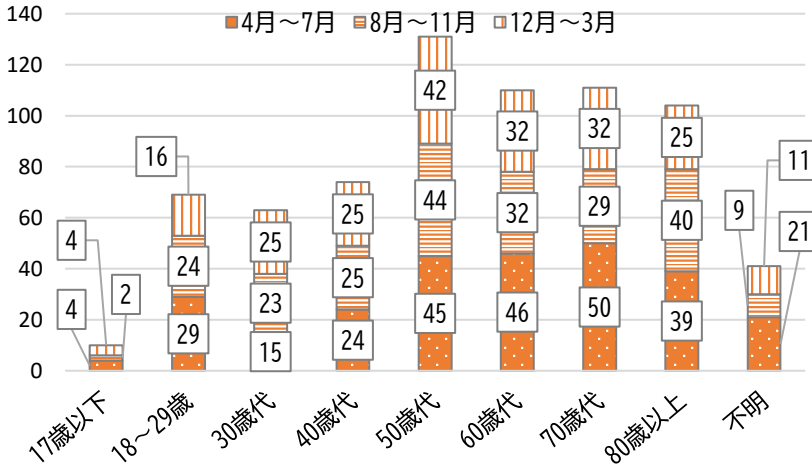
緑区 消費生活相談情報<速報値>

～令和8年5月 薫風号～

◇消費生活相談件数

4月～7月	8月～11月	12月～翌3月	令和7年度累計
273	228	212	713

◇年代別件数



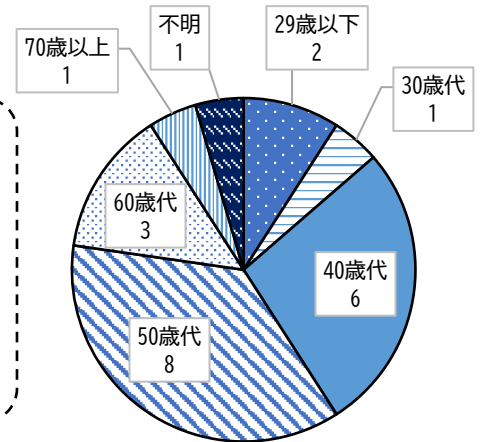
◇商品・役務別ランキング

(令和7年12月～令和8年3月受付分)

1位	化粧品	22
1位	役務その他サービス	22
3位	不動産貸借	10
4位	商品一般	8
4位	健康食品	8
6位	携帯電話サービス	7
7位	エステサービス	5

◇SNSに関する消費生活相談 (令和7年12月～令和8年3月受付分)

- SNSでの広告がきっかけとなるケース
…SNS広告を見てブローチを注文し、コード決済で支払った。後刻「在庫がない」と言われ、返金のためメッセージアプリで友達登録するよう言われたが不審だ。
- SNSでの勧誘がきっかけとなるケース
…SNS上の知人から、スマホを操作するだけの簡単な作業で月90万円儲かる副業を勧められた。一度は報酬を受け取れたがその後は送金を求められるだけで報酬はない。これまでに1千万円も送金した。詐欺か。



◇相談事例

クレジットカードに知らない利用先名で毎月 5,940 円の請求がある…

それ、

サブスクリプションかもしれません

IQテストの結果を見ようとカード決済しただけなのに、毎月定額の請求が続く…

◆ ネットでサービスを申し込む際は、サブスクリプション契約に注意しましょう

サブスクリプションとは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスのことで、お試し期間内にお試し価格でサービスを受けられても、この期間を過ぎると自動的に月額会員に移行します。サービスを申し込む前に、サブスクリプション契約になっていないかよく確認しましょう。

◆ ネット検索で上位に出てきたサイトが公式サイトだとは限りません

商品についてネット検索し、メーカーに相談したつもりだったが、別の有料相談サイトだったというご相談も寄せられています。サイトの運営事業者をよく確認しましょう。

◆ クレジットカードの利用明細は毎月確認しましょう

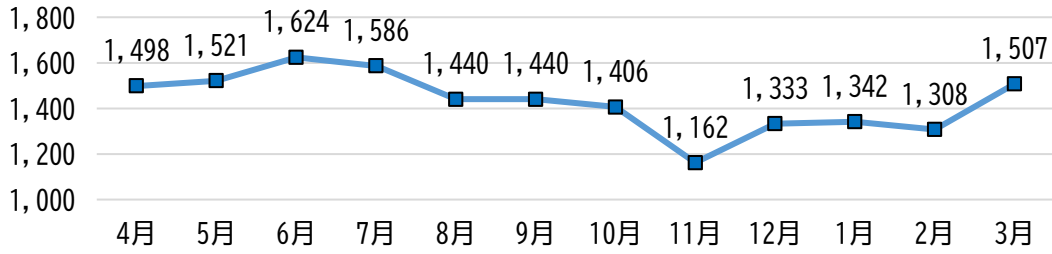
サブスクリプション契約は、サービスの利用有無にかかわらず利用料金が発生します。サービスによっては、一定の期間内であれば返金申請を受け付ける場合もあるので、いち早く気づくことが大切です。



国民生活センター
2025年4月22日

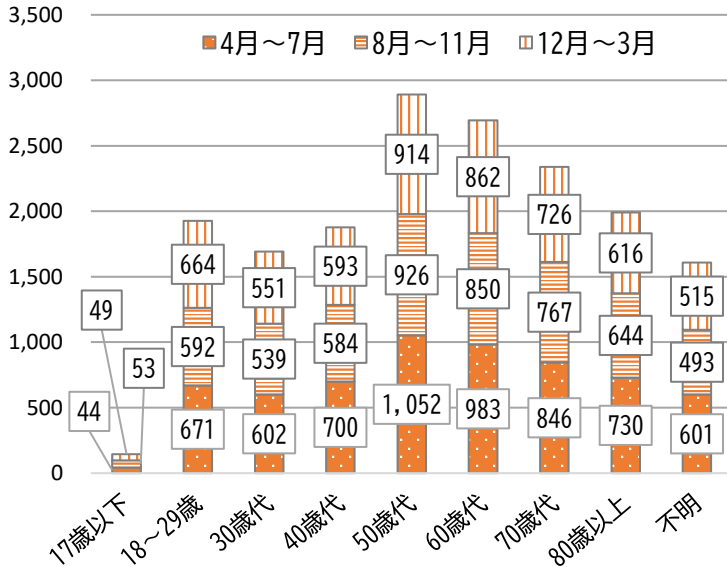


◇消費生活相談件数

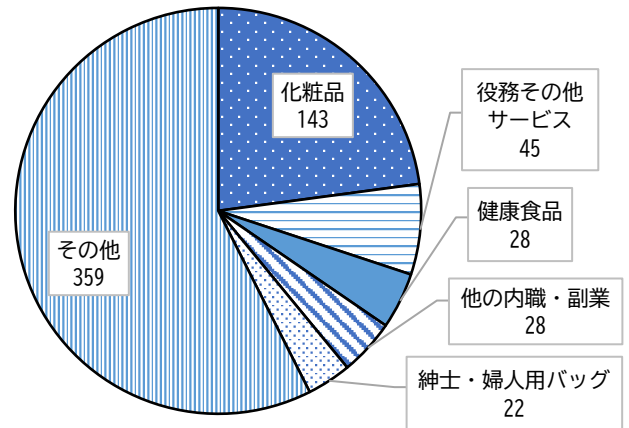


令和7年度累計
17,167

◇年代別件数



◇SNSに関する消費生活相談の商品・役務別
上位 (令和7年12月~令和8年3月受付分)



◇商品・役務別件数 年代別上位5位 (令和7年12月~令和8年3月受付分)

順位	17歳以下	18~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 13	不動産貸借 83	不動産貸借 75	不動産貸借 61	化粧品 87	化粧品 117	化粧品 124	工事・建築 70
2位	健康食品 4	商品一般 38	役務その他サービス 32	商品一般 33	商品一般 80	商品一般 65	商品一般 58	役務その他サービス 66
3位	商品一般 3	エステサービス 36	商品一般 25	化粧品 31	不動産貸借 49	役務その他サービス 48	役務その他サービス 50	商品一般 41
4位	化粧品 3	役務その他サービス 34	医療サービス 20	工事・建築 26	役務その他サービス 45	工事・建築 41	工事・建築 42	化粧品 40
5位	携帯電話サービス 3	医療サービス 29	インターネット接続回線 15	役務その他サービス 19	インターネット接続回線 23	健康食品 30	健康食品 38	健康食品 26

商品一般・・・商品の特定ができない相談や、身に覚えのない架空請求(メール)等に関するもの
役務その他サービス・・・副業サポートやビジネスコンサルティング、専門家質問サイトなど

発行元：横浜市消費生活総合センター
電話相談受付 045-845-6666
平日 9時から18時
土曜・日曜 9時から16時45分

